

令和6年3月開始 鎌倉市営住宅

入居者募集のしおり

(常時募集)

募集案内 開始日	令和6年3月1日(金)
申込受付 開始日	令和6年3月8日(金)
申込受付 (窓口)	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 本庁舎4階 都市整備部 都市整備総務課 住宅担当
募集戸数	■身体障害者同居世帯向け住宅(3人以上の世帯) 1戸 ※今回の常時募集は、令和5年度鎌倉市営住宅入居者募集 で入居者が決まらなかった住戸の入居者募集を行います。
問合せ	鎌倉市役所 都市整備総務課 住宅担当 0467-61-3679 午前9時から正午まで と 午後1時から5時まで

- ※ 入居者が決定次第、受付を終了します。同日に複数の応募があった場合は、住宅にお困りの程度が高い方(住宅困窮度評価表で計算した点数が高い方)を優先いたします。
- ※ 市営住宅の申込資格については、収入基準をはじめいろいろな制限があります。
- ※ 令和5年度鎌倉市営住宅入居者募集とは異なり、申込方法が窓口への提出となっていますので、ご注意ください。

〔も く じ〕

1	申込み及び入居の注意事項(必ずお読みください)	1
2	申込みから入居までの流れ	2
3	募集住宅(常時募集)	3
4	募集住宅の概要	5
5	申込みの資格	14
6	入居収入基準	15
7	申込みの手続き	16
8	申込みに必要な書類	17
9	申込書の記入方法	19
10	入居者の決定方法	24
11	月収額の計算方法	25
12	婚約証明書・立退請求書の見本	33
13	通所証明書・給与証明書の見本	34
14	市営住宅の案内	35
15	市営住宅一覧	36

1 申込み及び入居の注意事項（必ずお読みください）

(1) 申込みに際しての注意事項

- ① 申込時に必要な書類が揃っていない場合は、申込みは受付できませんので、必ず事前にご確認ください。
- ② 申込内容に変更がある場合はすみやかにご相談ください。
- ③ 下記に該当する場合は、入居できません。
 - ア 申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明したとき
 - イ 家族を不自然に分割したとき
 - ウ 入居日までに住宅困窮事由がなくなったとき
 - エ 入居日までに同居しようとする家族がいなくなる等で、応募した区分の入居資格がなくなったとき
 - オ 入居するときに同居する家族が変更になったとき
 - カ その他ア～オに準ずるとき
- ④ 募集住宅の事前見学はできません。資格審査後の案内となります。

(2) 入居に際しての注意

- ① 入居手続きの際、敷金として入居時の家賃3箇月分を納入していただきます。
- ② 犬、猫、鳥等の動物の飼育は禁止しています。
- ③ 団地内は駐車禁止です。違法・迷惑駐車は絶対にしないでください。
- ⑤ 階段灯、街灯、エレベーター、集会所及び給水ポンプの電気料金や共同水道の使用料金などは、家賃とは別に共益費として入居者負担になります。
- ⑥ 入居後、毎年度収入の調査があり、それに基づき毎年度の家賃が決定します。
- ⑦ 入居してから3年を経過した後に収入基準を超えるときは、住宅の明渡しの努力義務が生じます。また、入居してから5年を経過した後に、「高額所得者」として認定されたときは、一定の期間を定め、住宅の明渡し請求をします。

2 申込みから入居までの流れ

● 募集のしおり配布開始日

令和6年（2024年）3月1日（金）

● 申込受付 ※窓口申込みとなります

開始日：令和6年（2024年）3月8日（金）

受付：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所 本庁舎4階

都市整備部 都市整備総務課 住宅担当

0467-61-3679

午前9時から正午まで と 午後1時から5時まで

* 土日は受付を行いません。

* 受付場所に来るのが難しい方については、郵送でも申込みできます。ただし、事前に都市整備総務課へ電話でご連絡ください。

* ご希望の方は住宅内を下見いただくことができます。下見をいただく際には事前予約が必要ですので、都市整備総務課住宅担当（0467-61-3679）にご連絡ください。

● 資格審査

先着順で順次、資格審査を行い、入居者を決定します。なお、同日に書類の提出があった場合、住宅困窮度評価の点数が高い方を入居者として決定します。

● 募集終了

募集終了について、ホームページで掲載いたします。

● 入居時期等の調整

お電話でご連絡いたします。

● 入居書類等の提出

入居請書の提出、敷金をお支払いいただきます。

● 入居開始

3 募集住宅（常時募集）

申込区分：身体障害者同居世帯向け住宅[3人以上の世帯][1戸]

住宅名	住戸			建設年度	構造・階	設備		家賃 (参考)
	間取	面積	階			E V	浴槽	
申込住宅：⑧ 諏訪ヶ谷ハイツ【1戸】								
諏訪ヶ谷ハイツC	3DK	60.28	1階	H8	RC 3階建	×	○	27,900円～ 73,800円

この部屋は、車いす使用者向けに整備されており、以下のような内装です。6ページ以降に部屋の写真及び間取りを掲載しておりますので、合わせてご参照ください。

- ・ 入口 高さ 85cm、長さ 4m の手すりがあります。
- ・ ドア インターホンの高さは130cmです。
ドアの取手の下の部分の高さは80cmです。
鍵穴の高さは70cmです。
- ・ 玄関 5mmの段差があります。
新聞入れの高さは75cmです。
高さ95cmと135cmの覗き穴があります。
- ・ 4.5畳の部屋 窓が高さ50cmの所にあります。
窓の鍵は高さ 1mの所にあります。
押入の取手の高さは下の段が80cmです。
- ・ 6畳の和室 入る際に高さ35cmの段差があります。
窓が高さ50cmの所にあります。
窓の鍵は高さ 1mの所にあります。
押入の取手の高さは下の段が80cmです。
- ・ 5畳の部屋 窓の鍵は高さ 1mの所にあります。
DKとの間に仕切り用アコーディオンカーテンがあります。
- ・ DK 流し台までの高さは80cmです。
流し台の深さは10cmです。
流し台の下に奥行きが50cmの車いすが入れるスペースがあります。
窓の鍵は高さ 1mの所にあります。
- ・ 便所 車いすのまま便座まで移動できるスペースがあります。
高さ65cmの手すりがついています。
- ・ 洗面、脱衣所 車いすに座っている状態で姿が見えるよう鏡が斜めになっています。
- ・ 浴室 高さ70cmの手すりがついています。
シャワーの高さは95cmです。
風呂おけは深さ60cm、横60cm、縦95cmです。
コールボタンが設置されています。
- ・ ベランダ 縦185cm、横220cmほどの広さがある場所があります。

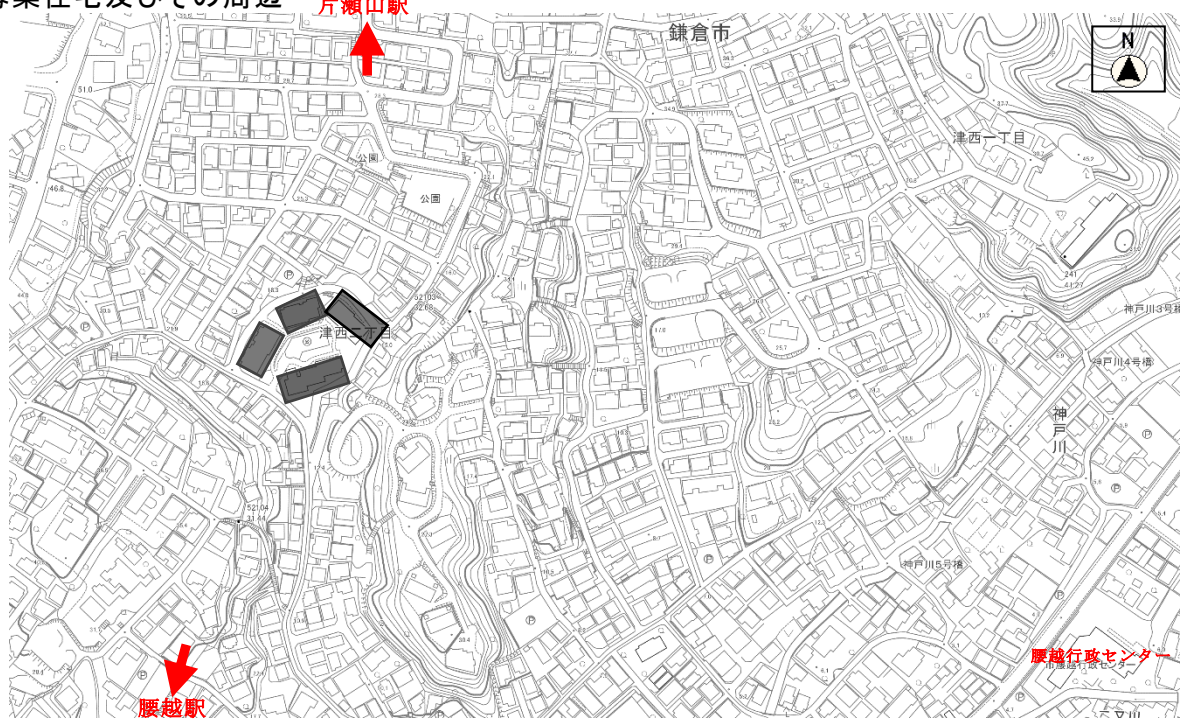
募集住宅に係る注意事項

- * 申込書には応募する申込区分及び申込住宅を必ずご記入ください（申込住宅の記載がない場合、受付ができません）。
- * 応募資格は14ページの「5 申込みの資格」をご確認ください。
- * 家賃(参考)は令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの金額です。令和6年(2024年)4月1日以降の家賃は、入居者ごとの収入に応じ改めて決定した家賃となります。
- * 入居決定者が入居を開始できる期間は、入居決定通知書の日付から6箇月以内です。期間を過ぎますと、入居資格は失効します。

4 募集住宅の概要

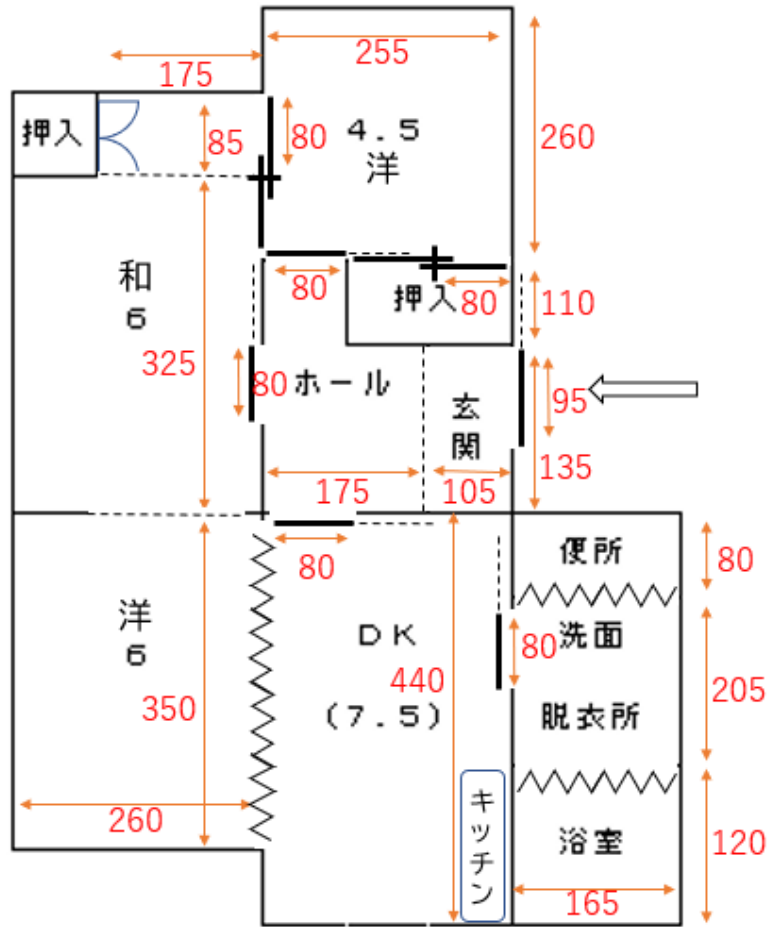
団地名	諏訪ヶ谷ハイツ			総戸数	51 戸
所在地	鎌倉市津西二丁目19番			用途地域	第1種低層
敷地面積	5076.93 m ²	建ぺい率	24.4 %	容積率	64.17 %

募集住宅及びその周辺



団地内施設	集会施設	あり	ガス	都市ガス
	児童遊園	あり	水道	神奈川県水
	専用物置	なし	下水道	公共下水道
	駐輪場	あり	テレビ	ケーブルテレビ
	駐車場	あり		
立地条件	交通	湘南モノレール 片瀬山駅	0.3 km	
	行政施設	腰越行政センター	0.9 km	
	教育施設	腰越小学校	0.5 km	
	地域包括支援センター	聖テレジア	1.2 km	
	医療施設	聖テレジア病院	1.2 km	
	生活利便施設	スーパー	1.2 km	
	その他			

諏訪ヶ谷ハイツC 3DK(60.28 m²)



※図面と現況が異なる場合は、現況優先。

建物外観



入口



玄関ドア



玄関



ホール



ホール



4.5 畳の部屋



4.5 畳の部屋の押入



6畳の和室と押入



5畳の部屋



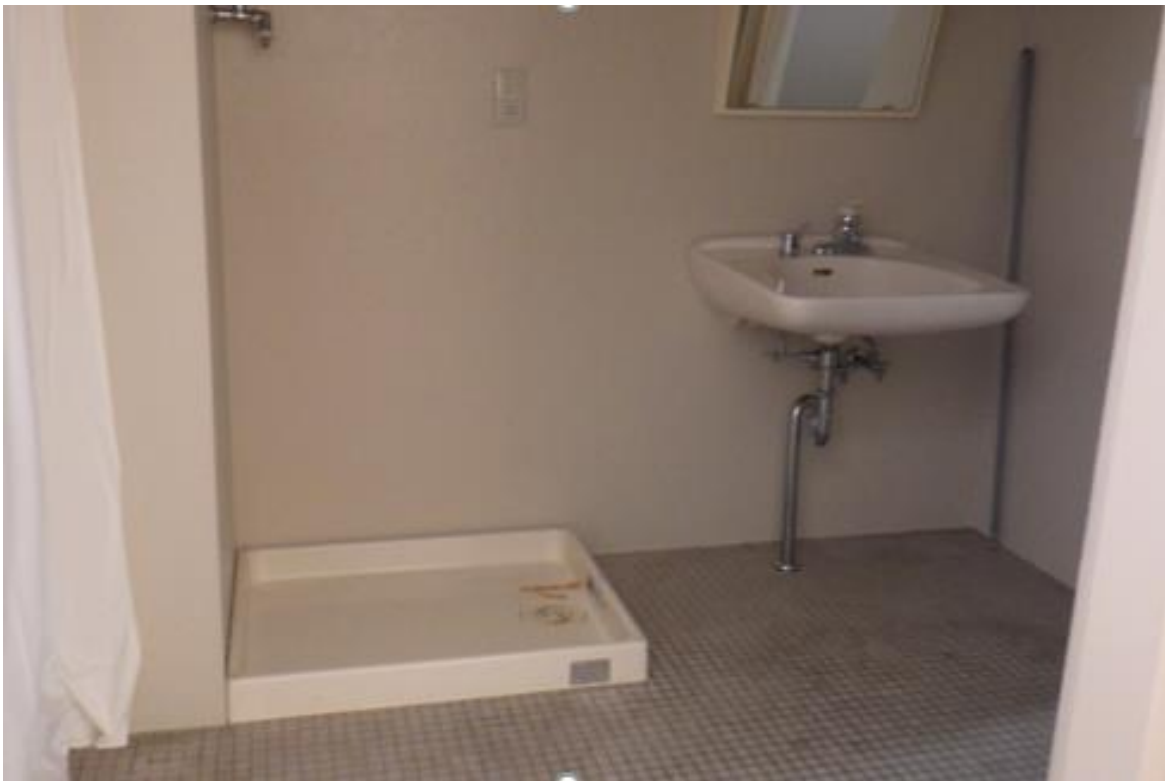
DK



便所



洗面、脱衣所



浴室



ベランダ



5 申込みの資格

次の①から⑧の全てに該当することが条件です。

- ① 申込者は成人（婚姻している未成年者を含む）であること。
- ② 申込者及び同居しようとする親族に持ち家のないこと。
 - * 申込時に持ち家を売却中の方は申込みできます。ただし、入居許可日までに売却を完了した旨の証明書が提出されないと入居できません。
- ③ 市内に住民登録があり継続して居住している方、又は市内に勤務先を有する者。
- ④ 夫婦（婚約及び内縁関係を含む）または親子を主体とした家族であること。
 - * 兄弟姉妹だけの申込み（両親死亡の場合を除く）、両親のうち1人だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。
 - * 婚約者と申込みをする場合には、申込時に婚約証明、入居許可日までに婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。
- ⑤ 現在、住宅に困窮しており、申込書の住宅困窮事由のいずれかに該当すること。
- ⑥ 世帯の月収額が15ページの「6 入居収入基準」に定められた基準内であること。
- ⑦ 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ⑧ 入居者もしくは同居者が下記のいずれかに該当すること
 - ア 身体障害者手帳の交付を受け、1～4級の障害のある方又はこれと同程度の方
 - イ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障害のある方
 - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

6 入居収入基準

(1) 収入の基準

裁量階層 214,000円以下（高齢者世帯、障害者世帯などの方）

(2) 裁量階層の対象

No.	裁量階層の対象世帯	
1	高 齢 者 世 帯	申込者が 60 歳以上で、同居しようとする親族全員が 60 歳以上又は 18 歳未満の方で構成する世帯
2	障 害 者 世 帯	<p>申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが下記に該当する障害者である世帯</p> <p>ア 身体障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている <u>1 級から 4 級</u>の障害のある方又はこれと同程度の方 <p>イ 精神障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が <u>1、2 級</u>の方又はこれと同程度の方 精神に障害のある方で、<u>1、2 級</u>の国民年金又は厚生年金の障害年金の証書を交付されている方又は厚生労働大臣、都道府県知事から <u>1、2 級と同程度</u>の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている方 <p>ウ 知的障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所又は知的障害者更正相談所において、知能指数が <u>50</u>以下と判定された方又はこれと同程度の方 療育手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が <u>A1、A2、B1</u>の方
3	戦 傷 病 者 世 帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合
4	原 爆 被 爆 者 世 帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合
5	ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合
6	海外引揚者世帯	申込者又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から 5 年未満の場合
7	未 就 学 児 子 育 て 世 帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯

7 申込みの手続き

所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類・提示書類を揃えて、受付開始日以降に窓口へ提出してください。

(1) 受付開始日

令和6年（2024年）3月8日（金）

※入居者が決定次第受付を終了いたします。

(2) 受付・問合先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所 本庁舎4階

都市整備部 都市整備総務課 住宅担当

0467-61-3679

午前9時から正午まで と 午後1時から5時まで

(3) 注意事項

* 申込受付後の申込内容の変更はできません。

* 申込書に記載漏れがある場合や、添付資料等の不足により申込資格を満たしていることを確認できない場合、申込受付はできません。

8 申込みに必要な書類

申込時に必要な書類が揃っていない場合は、申込みは受付できませんので、必ず事前にご確認ください。

(1) 市営住宅入居申込書（別紙）

記入方法は19ページの「9 申込書の記入方法」をご参照ください。

(2) 入居しようとする方全員の住民票の写し

発行日が申込受付日3箇月以内の、続柄及び本籍を掲載した住民票（住民票コード、マイナンバーは省略可）。

(3) 入居しようとする方全員の所得を証明できる書類（写し可）

収入区分	添付書類
給与所得者	申込日の前年分の源泉徴収票（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年分源泉徴収票） 又は 最新の市県民税課税証明書
給与所得者で申込日の前の年の1月1日（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日）以降に就職・転職をした方	・既に給与支払いを受けている方：申込日の前年分の源泉徴収票（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年分源泉徴収票） ・まだ給与支払いを受けていない者：雇用条件による支給額の証明書
国民年金、厚生年金等の収入者	申込日の前年分の公的年金等の源泉徴収票（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年分源泉徴収票） 又は 最新の市県民税課税証明書
事業所得者等	申込日の前年分の所得税確定申告書の控え（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年分所得税確定申告書の控え） 又は 最新の市県民税課税証明書
事業所得者等で申込日の前の年の1月1日（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日）以降に事業等を開始した方	事業を開始した翌月から申込日の前月までの所得金額を証明する書類
現在会社等を退職されて雇用保険を受給されている方	雇用保険受給資格者証の写し
失業中で現在無収入の方	退職証明書（退職年月日と会社の代表者印が必要です。）
生活保護を受けている方	福祉事務所が発行する生活保護受給証の写しなど生活保護を受給していることが確認できる書類
無職の方	無職であること、または被扶養者であることを確認できる書類

* 収入のない方は、最新の市県民税非課税証明書を添付してください。

* 最新の市県民税課税証明書及び非課税証明書は鎌倉市役所本庁舎1階の納税課あるいは各支所で取得できます。

(4) その他市長が必要と認める書類

① 入居者資格を確認するための書類

ア 借地上の建物を所有している方

申込者と地主の当該建物取り壊しについての誓約書

イ 市外在住で市内在勤者

勤務先の住所が確認できる書類

ウ 婚約者と同居している方

親族又は仲人の婚約証明書（見本は33ページ参照）と婚約者の収入証明書

エ 鎌倉市パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーと同居している方

パートナーシップ宣誓書受領証等確認できる書類の写し

オ 立退請求を受けている方

立退請求を受けていることがわかる証明書（見本は33ページ参照）

カ 判決・調停・公共事業・社宅等居住資格喪失による立退きの方

判決書・公の機関の発行する証明書・勤務先の証明書の写し

② 世帯状況を確認するための書類

ア 身体障害者の方

身体障害者手帳の写し等

イ 戦傷病者世帯の方

戦傷病者手帳又は増加恩給証書か障害年金証書の写し

ウ 原爆被爆者世帯の方

鎌倉市の発行した援護資格証の写し

エ ハンセン病療養所入所者等世帯の方

国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書

オ ひとり親世帯の方

児童扶養手当受給者の場合は児童扶養手当証書の写しまたは証書保管証明書。
ひとり親世帯で児童扶養手当受給者以外の方は、ひとり親世帯であることがわかるもの。

カ 精神・知的障害者の方

精神障害者保健福祉手帳等の写し等、または障害年金証書の写し、もしくは精神障害者支援施設の長の証明書（見本は34ページ参照）

キ 介護保険の要介護3以上に認定されている方

介護保険被保険者証の写し

ク 神奈川県特定疾患医療給付要綱に規定する難病者の方

受給者証または決定書の写し

ケ 永住帰国者の方

永住帰国者証明書の写し

コ 配偶者暴力被害者の方

DV被害を受けていることが確認できる書類

サ 生活保護を受けている方

福祉事務所が発行する生活保護受給証の写しなど生活保護を受給していることが確認できる書類

9 申込書の記入方法

(1) 表面の記入方法

市営住宅入居申込書

受付番号

令和 年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所 鎌倉市御成町 * * - * *

① 申込者 (ふりがな) かまくら いちろう

氏名 鎌倉 一郎

電話 0467 (61) 3679

次のとおり申し込みます。なお、本申込に関して、入居資格等を確認するため必要な範囲において、市が保有する個人情報を利用することに同意します。

②

申込区分 身体障害者同居世帯 (3人以上)

③

申込住宅 諏訪ヶ谷ハイツ 月収 ④ 134,833 円

⑤

世帯

高齢者世帯 戦傷病者世帯 原爆被爆者世帯 海外引揚者世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯 未就学児子育て世帯
障害者世帯 (本人 家族)
身体障害者 (級)
精神障害者 (級)
知的障害者 (重度 中度)
生活保護受給者世帯 配偶者暴力被害者世帯
一般世帯 (上記以外の世帯)

⑦

⑧

⑥

申込者

性別 男 女 生年月日 昭和 47 年 9 月 21 日 年齢 51 歳

市内居住開始日 平成 19 年 3 月 24 日 (居住年数 16 年)

年間総収入 4,560,000 円

勤務先等

名称 **商事 電話 045 (***) ****内線

所在地 横浜市 **区 **町 *丁目 * * - *

勤務開始日 平成 2 年 3 月 24 日

⑨

同居し ようとする 家族	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又 は学校名	年間総収入 円	扶養の 有・無	同居 別居
	かまくら まきこ 鎌倉 正子	妻	S49・3・24	49	無職	0	⑩ 有 無	同 別
	かまくら ちろう 鎌倉 太郎	子	H12・10・15	22	**大学	0	有 無	同 別
	おおふな はなこ 大船 花子	妻の母	S21・6・18	77	年金	758,000	有 無	同 別
	有 無	同 別

番号	記入項目	注意事項
①	申込者	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として収入のある世帯主を申込者として記入してください。申込者が入居時の名義人になります。 ・電話は日中に連絡がつく連絡先の電話番号を記入してください。
②	申込区分	<ul style="list-style-type: none"> ・□のなかに✓印をしてください。
③	申込住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・諏訪ヶ谷ハイツと記入してください。
④	月収	<ul style="list-style-type: none"> ・25～32ページの「11 月収額の計算方法」により計算した月収額（世帯全体の総所得額）を記入してください。
⑤	世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・23ページの「(3) 世帯の区分」の表を確認し、該当する□のなかに✓印をしてください。
⑥	年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・入居申込者等の年齢は申込日時点の年齢を記入してください。
⑦	市内居住開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の「住民となった年月日」を記入してください。また、居住年数は1年未満は切り捨てて記入してください。（1年未満は0年になります。）
⑧	年間総収入	<ul style="list-style-type: none"> ・25～32ページの「11 月収額の計算方法」で使用した年間総収入金額を記入してください。 ・29ページ(4)及び30ページ(5)に該当する方は年間所得金額を記入してください。
⑨	同居しようとする家族	<ul style="list-style-type: none"> ・続柄・氏名・生年月日は、戸籍上のものを記入してください。
⑩	扶養の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養の有・無欄→は税法上の扶養親族について該当するものに○印を付けてください。 ・同居別居欄→現在申込者と同居していれば「同」に、別居している場合には「別」に○印を付けてください。

(2) 裏面の記入方法

<p>⑪</p> <p>⑫</p> <p>⑬</p> <p>⑭</p> <p>⑮</p> <p>⑯</p> <p>住宅 困 窮 事 由</p>	<p><input type="checkbox"/> 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状況にある。</p> <p><input type="checkbox"/> 他人の世帯と同居して共同炊事又は共同便所である。</p> <p><input type="checkbox"/> 部屋が狭すぎる。(1人平均3畳以下) 総畳数(板の間も含む) _____ 畳 1人平均畳数 _____ 畳</p> <p><input type="checkbox"/> 家主から正当な理由のもとに立退請求を受けている。 (書類により、確認できること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 市外在住で、市内の勤務先までの通勤に片道2時間以上かかる。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 家賃が高すぎる。 (現在の家賃月額 90,000 円)</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居することができない。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のほか、明らかに住宅に困窮している。</p> <p>〔 困窮理由 _____ 〕</p>
<p>⑰</p> <p>世 帯 の 状 況 等</p> <p>⑱</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 遠隔地扶養親族がいる。 〔 氏名・住所 _____ 〕 妻の母 大船 花子 静岡県静岡市**区**町**-**</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(5・6級)の交付を受けている者がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の精神障害者がいる。 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付又は障害年金を受けている。 <input type="checkbox"/> 上記ではないが、精神障害者支援施設に通っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険の要介護3以上に認定されている者がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 神奈川県特定疾患医療給付実施要綱に規定する難病者がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯である。</p> <p><input type="checkbox"/> 直近の過去5年間(から まで)において、連続5回落選している。 (対象期間で、当選者又は補欠当選者となり、入居案内後に辞退等で入居をしなかった場合は対象外となります。)</p>

番号	注 意 事 項
⑪	<p>「住宅以外の建物もしくは」とは、事務所、倉庫等で居住用の目的で建てられたもの以外をいいます。</p> <p>「保安上危険」とは、過去にがけ崩れがあったり、がけ地対策担当で危険箇所として通知している場合や、客観的に危険だと判断できる場合をいいます。</p>
⑫	<p>「他人の世帯と同居」とは、祖父母、両親、子供、孫及び兄弟姉妹以外の世帯と同居している場合をいいます。</p>
⑬	<p>住居部分が概ね1人当たり3畳以下の場合をいいます。</p> <p>「部屋が狭すぎる」の判断は、畳の数だけでなく、居室の板の間も含みますのでこれを畳に換算してください。</p>
⑭	<p>「立退請求」は、家主からの文書による立退請求書か、判決・調停等の書面が提示された場合と社宅等の明け渡し期限が到来している場合をいいます。</p> <p>口頭での立退請求や賃貸借契約の満了によるものは該当しません。</p>
⑮	<p>通勤時間は、適正な交通機関を利用した場合の時間です。(片道2時間のうち、乗り換え時間は10分で計算)</p>
⑯	<p>「家賃が高すぎる」とは、月収額の1/4以上を基準としてください。</p> <p>ただし、生活保護受給者については、家賃額が住宅扶助費を超える人が対象になります。</p>
⑰	<p>遠隔地に扶養親族がいる場合に記入してください。</p>
⑱	<p>配偶者がおらず、20歳未満の子を扶養している世帯。</p>
⑲	<p>記入の必要はありません。</p>

(3) 世帯の区分

No.	世帯の種類	対象となる世帯
1	高齢者世帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族全員が60歳以上又は18歳未満の者で構成する世帯
2	戦傷病者世帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合
3	原爆被爆者世帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合
4	海外引揚者世帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から5年未満の場合
5	ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者、又は同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合
6	未就学児子育て世帯	同居しようとする親族に小学校就学前の子どもがいる世帯
7	障害者世帯	<p>申込者、又は同居しようとする親族が下記に該当する障害者である世帯</p> <p>ア 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害のある方又はこれと同程度の方</p> <p>イ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～3級の方又はこれと同程度の方</p> <p>ウ 知的障害者 イの精神障害の程度に相当する方</p>
8	生活保護受給者世帯	申込者が生活保護の受給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を現に受けている世帯
9	配偶者暴力被害者世帯	申込者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者で一時保護などが終了した被害者の方
10	一般世帯	1～9以外の世帯

10 入居者の決定方法

先着順で決定します。同日に複数の応募があった場合は、住宅困窮度評価の点数が高い方を優先します。住宅困窮度評価点数は、鎌倉市営住宅条例施行規則第9条に定めるとおり、別表に定める住宅困窮度基準に基づき算定します。

住宅困窮度評価基準表

優 遇 項 目		評 点	仮点数	本点数
所 得	月 額 所 得	0円	100	
		1円 ~ 50,000円	80	
		50,001円 ~ 100,000円	60	
		100,001円 ~ 150,000円	40	
		150,001円 ~ 200,000円	20	
		200,001円 以上	10	
生活保護受給世帯		0		
障害者等 ※1人1項目のみ。 該当する項目のうち最も点数の高いものを選択。	身体障害者	身体障害者手帳 1・2級	100 × 人	
		” 3・4級	70 × 人	
		” 5・6級	50 × 人	
	知的障害者	A1	100 × 人	
		A2	70 × 人	
		B1・B2	50 × 人	
	精神障害者	保健福祉手帳・障害年金 1級	100 × 人	
		” 2級	70 × 人	
		精神障害者支援施設通所者	50 × 人	
	戦傷病者		70 × 人	
介護保険要介護認定者	要介護5	70 × 人		
	要介護4	50 × 人		
	要介護3	30 × 人		
原子爆弾被爆者		50 × 人		
ハンセン病療養所入所者等		50 × 人		
難病者(神奈川県特定疾患医療給付要綱に規定する難病者)		50 × 人		
永住帰国者		50		
子 供	18歳未満の子供1人につき 40 - 年齢	40 - 歳		
		40 - 歳		
		40 - 歳		
高 齢 者	60歳以上の高齢者1人につき 年齢 - 40	歳 - 40		
		歳 - 40		
		歳 - 40		
市内居住者		居住年数(上限30) +10		
合 計				点 点

11 月収額の計算方法

月収額とは、入居する方全員（世帯）の年間所得金額（26～30 ページ）の合計から、控除金額（31 ページ）の合計を差し引いた金額を、12 で割った金額です。

年間所得金額は、所得の種類（給与所得や年金所得等）によって計算方法が異なります。ご自身及び同居者がどの所得に該当するかを確認したうえで、計算をしてください。

（月収額計算のイメージ）

年間所得金額

A 円

B 円

C 円

D 円

控除金額合計
- E 円 ÷ 12 = 月収額
円

- (1) 給与所得のみ方
→26 ページ(1)へ
- (2) 公的年金等所得のみ方
→27 ページ(2)へ
- (3) 給与所得と公的年金等所得の両方がある方
→28 ページ(3)へ
- (4) 事業所得がある方
→29 ページ(4)へ
- (5) 日雇賃金所得がある方
→30 ページ(5)へ

※ 年間所得金額の計算後、31 ページの「(6) 控除金額の計算方法」を確認し、32 ページの「(7) 月収額の計算」に進んでください。

* 計算にあたっての注意事項

- ① 市県民税課税証明書及び非課税証明書をお持ちの方は、改めて年間所得金額の計算を行うことはせず、「合計所得金額」欄に記載の金額をそのまま年間所得金額としてください。
- ② 申込日までに退職や出産等の特段の事情がある方については計算が異なります。※退職予定や出産予定等については通常通りの計算となります。
- ③ 生活保護の扶助費、失業保険金、労災保険金、休業補償、仕送り及び法律により非課税の各種年金（遺族年金、障害年金、福祉年金等）は「所得」として計算しません。

(1) 給与所得のみの方

年間総収入金額（賞与、臨時給与、手当などの税込み金額）の区分に応じて年間所得金額を計算します。

年間総収入金額区分	給与所得の計算方法	年間所得金額
① 550,999円まで	給与所得は0円	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">A 円</div> (注) 所得者が2人以上の場合は、ここで所得を合算して下さい。
② 551,000円から 1,618,999円まで	(総収入金額) - 550,000円	
③ 1,619,000円から 1,619,999円まで	給与所得は1,069,000円	
④ 1,620,000円から 1,621,999円まで	給与所得は1,070,000円	
⑤ 1,622,000円から 1,623,999円まで	給与所得は1,072,000円	
⑥ 1,624,000円から 1,627,999円まで	給与所得は1,074,000円	
⑦ 1,628,000円から 1,799,999円まで	(※端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =	
⑧ 1,800,000円から 3,599,999円まで	(※端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000円 =	
⑨ 3,600,000円から 6,599,999円まで	(※端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000円 =	
⑩ 6,600,000円から 8,499,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =	
⑪ 8,500,000円以上	収入金額 - 1,950,000円	

※1 1,628,000円以上 6,599,999円以下の場合は、次により年間総収入金額の端数を整理し、年間所得金額を計算します。

<u>端数整理の方法</u>	
年間総収入金額	小数点以下を
4,000	切り捨てる
a	× 4,000 = 端数整理後の年間総収入金額
→ a 円	

[計算例] $3,823,999 \div 4,000 = 955.99975$ (A円)
 $955 \times 4,000 = 3,820,000$ (端数整理後の年間総収入金額)
 $3,820,000 \times 0.8 - 440,000 = \underline{2,616,000}$ 円 (年間所得金額)

※2 現在の勤務先に申込日の前の年の1月1日（例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日）以降に就職・転職をし、現在まで1年に満たない場合の年収額は、次の計算式で推定してください。

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込日の前月までの総収入[賞与等を除く]}}{\text{勤務した翌月から申込日の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与等} = \text{推定年収額}$$

(2) 公的年金等所得のみの方

次の表の公的年金等の年間総収入額の区分に応じて年間所得金額を計算します。

受給者年齢	公的年金等の 年間総収入金額(円)	年間所得金額の計算 (円)
65歳以上の方	～ 3,300,000円	(年金の総収入額) - 1,100,000
	3,300,001 ～ 4,100,000	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000
	4,100,001 ～ 7,700,000	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000
	7,700,001 ～ 10,000,000	(年金の総収入額) × 0.95 - 1,455,000
	10,000,001以上	(年金の総収入額) - 1,955,000
65歳未満の方	～ 1,300,000	(年金の総収入額) - 600,000
	1,300,001 ～ 4,100,000	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000
	4,100,001 ～ 7,700,000	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000
	7,700,001 ～ 10,000,000	(年金の総収入額) × 0.95 - 1,455,000
	10,000,001以上	(年金の総収入額) - 1,995,000

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 氏名	住所又は居所 氏名	生年月日	明
区分	支払金額	千	円
所得税法第203条の3第1号適用分			
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分			
所得税法第203条の3第4号適用分			
本 人	控除対象扶養親族の数	控除対象の扶養親族の数	
特別障害者 その他の障害者	特別障害者 寡妻 寡夫 一般 老人	特定 老人 その他	人 人 人
源泉控除対象配偶者	源泉控除対象親族		
(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 氏名		
個人番号	個人番号		
(概要)	氏名		
	個人番号		
支払者	法人番号		
	所在地		
	名称		
整理欄			

B 円

国民年金・厚生年金保険年金証書	
年金の種類	基礎年金番号
受給者の氏名	年金コード
受給者の生年月日	受給権を取得した年月
平成 年 月 日	年 月 日
国民年金保険料徴収通知書	
支払開始年月	支払停止年月
年 月	年 月
基礎年金	国民年金法による年金
加算額	加算額
減額	減額
支払額	支払額
年 月	年 月
国民年金決定通知書	
支払開始年月	支払停止年月
年 月	年 月
基礎年金	国民年金法による年金
加算額	加算額
減額	減額
支払額	支払額
年 月	年 月

(3) 給与所得と公的年金等所得の両方がある方

給与所得と公的年金所得等の合計額が10万円を超える方は、所得税法に基づき、所得金額調整控除（最大10万円）が適用されます。

まずは、給与所得と公的年金等所得のそれぞれの年間所得金額については、26ページ「(1)給与所得のみの方」と、27ページ「(2)公的年金等所得のみの方」に従って計算してください。その後、以下ア、イを参考に、ご自身の合計所得が10万円を超えるか否かを確認して、計算してください。

なお、市県民税課税証明書及び非課税証明書をお持ちの方は、給与所得と公的年金等所得の両方があったとしても特に計算は行わずに、「合計所得金額」欄に記載の金額をそのまま年間所得金額としてください。

ア 給与と公的年金等所得の年間所得金額の合計額が、10万円以下の方 合計額を年間所得金額として、31ページの控除計算に進んでください。

例：給与所得（4万円）と公的年金等所得（4万円）の合計額が、8万円の場合

給与所得 4万円	+	年金所得 4万円	=	合計額 8万円	※合計額8万円をそのまま年間所得金額としてください。
-------------	---	-------------	---	------------	----------------------------

イ 給与所得と公的年金等所得の年間所得金額の合計額が10万円を超える方 以下の通り、所得金額調整控除を算出し、給与所得と公的年金等所得の合計額に適用してください。計算は(ア)～(ウ)の順番で行います。

例：給与所得（5万円）と公的年金等所得（90万円）の合計額が、95万円の場合

(ア) 計算で使う所得額合計の計算

給与所得と年金所得を合計し「(i) 計算で使う所得額合計」を算出してください。なお、所得金額調整控除の計算で使う所得額の上限は10万円です。給与所得若しくは年金所得の額が10万円を超える場合は、その所得金額を10万円として扱います。

給与所得（5万円） 計算で使う所得額 <u>5万円</u>	+	年金所得（90万円） 計算で使う所得額 <u>10万円</u>	=	(i) 計算で使う所得額合計 <u>15万円</u>
-------------------------------------	---	---------------------------------------	---	-------------------------------

(イ) 所得金額調整控除の計算

「(i) 計算で使う所得額合計」から10万円を引き、その残額を(ii)所得金額調整控除の額としてください。

(i) 計算で使う所得額合計 <u>15万円</u>	-	10万円	=	(ii) 所得金額調整控除 <u>5万円</u>
-------------------------------	---	------	---	-----------------------------

(ウ) 年間所得額の計算

給与所得と公的年金等所得の合計額に、(ii) 所得金額調整控除を適用してください。適用後の額を年間所得金額として、31ページの控除計算に進んでください。

給与所得と年金所得の合計 95万円（5万円+90万円）	-	(ii) 所得金額調整控除 5万円	=	年間所得金額 <u>90万円</u>
--------------------------------	---	----------------------	---	-----------------------

(4) 事業所得がある方

次の表の方法により、年間所得金額を計算します。

年間所得金額の計算		所得金額
事業開始の時期	計算の方法	
事業所得者等で申込日の前の年の1月1日 (例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日)以前から引き続き現在まで同じ事業をしている者	申込日の前年(例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年)中の年間所得金額 * 申込日の前年分(例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年分)の所得税確定申告書の所得金額の合計金額 (申告書Bの⑨の金額)	年間所得金額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C 円</div>
事業所得者等で申込日の前の年の1月1日 (例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日)以降に事業等を開始した者	事業を始めた翌月から12箇月間の所得金額の合計額	

(申告書B)

収入金額等	事業	営業等	ア																	
		農業		イ																
		不動産		ウ																
		利子		エ																
		配当		オ																
		給与		カ																
		公的年金等		キ																
		雑業務		ク																
		その他		ケ																
		総合譲渡	短期	コ																
		長期	カ																	
	一時		シ																	
所得金額等	事業	営業等	①																	
		農業		②																
		不動産		③																
		利子		④																
		配当		⑤																
		給与		⑥																
		公的年金等		⑦																
		雑業務		⑧																
		その他		⑨																
		⑦から⑨までの計		⑩																
		総合譲渡・一時		⑪																
		合計		⑫																

(5) 日雇賃金所得がある方

次の表の区分に応じて年間所得金額を計算します。ただし、給与所得として賃金をもっている日雇の方は、26ページの「(1)給与所得のみの方」に従って計算してください。

年間所得金額の計算		所得金額
事業開始の時期	計算の方法	
事業所得者等で申込日の前の年の1月1日 (例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日)以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	申込日の前年(例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年)中の年間所得金額 *申込日の前年分(例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年分)の所得税確定申告書の所得金額の合計金額 〔 申告書Aのとき⑤の金額 申告書Bのとき⑨の金額 〕	年間所得金額 D 円
事業所得者等で申込日の前の年の1月1日 (例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日)以降から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	日雇を始めた翌月から12箇月間の収入金額の合計額	

(申告書A)

収入金額等	給与	区分	ア		
	雑	公的年金等	イ		
		業務	ウ		
		その他	エ		
	配当	オ			
一時	カ				
所得金額等	給与	区分	①		
	雑	公的年金等	②		
		業務	③		
		その他	④		
	②から④までの計			⑤	
	配当	⑥			
一時	⑦				
合計 (①+⑤+⑥+⑦)			⑧		

(申告書B)

収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑	公的年金等	キ		
		業務	ク		
		その他	ケ		
	総合譲渡	短期	コ		
長期		カ			
一時	シ				
所得金額等	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
	⑦から⑨までの計			⑩	
	総合譲渡・一時 ⑩+{(⑨+⑧)×1/2}			⑪	
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)			⑫	

(6) 控除金額の計算方法

該当する控除額を計算して、控除額合計を出し、32ページの「(7) 月収額の計算」へ進んでください。

控 除 名	控 除 の 内 容	計 算 方 法	金 額
給与・年金控除	申込本人又は同居者で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得（給与所得等）を有する場合。	100,000円 ×（ ）人＝ (給与所得等の金額の合計額が10万円未満のときはその額)	円
親 族 控 除	申込本人以外の方で、一緒に市営住宅に入居しようとする方、並びに、市営住宅へ入居しないが、所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている方がいる場合。	380,000円 ×（ ）人＝	円
老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の扶養親族又は70歳以上の生計を一にしている配偶者がいる場合。	100,000円 ×（ ）人＝	円
特 定 扶 養 親 族 控 除	16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合。(配偶者は除く)	250,000円 ×（ ）人＝	円
障 害 者 控 除	申込本人又は同居者で特別障害者以外の障害者手帳の交付を受けた(判定された)方がいる場合。	270,000円 ×（ ）人＝	円
特別障害者控除	申込本人又は同居者で1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方、1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、重度の知的障害者と判定された方がいる場合。	400,000円 ×（ ）人＝	円
寡 婦 控 除	次のいずれかに当てはまり、下のひとり親控除に該当しない人。 1 <u>夫と離婚した後に婚姻をせず、扶養親族(※1)がいる人で前年の合計所得金額が500万円以下の人。</u> (※1)他の人の扶養親族となっていない人に限られます。 2 夫と死別した後に婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人。 ●いずれも住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	270,000円 (所得が27万円未満のときはその額)	円
ひ と り 親 控 除	現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいて、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人。 ●住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です	350,000円 (所得が35万円未満のときはその額)	円
控 除 額 合 計			E 円

(7) 月収額の計算

年間所得金額

A 円

B 円

C 円

D 円

$$\left. \begin{array}{l} A \\ B \\ C \\ D \end{array} \right\} \text{年間所得金額} - \text{控除金額合計 } E \text{ 円} \div 12 = \text{月収額 } \text{円}$$

※ 2人以上収入がある場合はここで年間所得金額を合算して計算してください。

月収額が21万4千円以下でない
と申し込みはできません。

(8) 月収額の計算例

給与所得者で4人世帯（別居扶養親族1名含む）の場合

氏名	続柄	同居別居	年齢	年間総収入金額	所得金額	控除額
鎌倉一郎	本人		51	4,560,000円	3,208,000円	給与・年金控除 100,000円×1人=100,000円
鎌倉正子	妻	同居	49			親族控除 380,000円×3人=1,140,000円
鎌倉太郎	子	〃	22			老人扶養控除 100,000円×1人=100,000円
大船花子	妻の母	別居	77	758,000円	0円	特定扶養控除 250,000円×1人=250,000円
合計額					3,208,000円	1,590,000円

$$\begin{array}{ccc} \text{給与所得} & \text{年金所得} & \text{控除金額合計} \\ [3,208,000円 (A) + 0円 (B) - 1,590,000円 (E)] & & \div 12 \text{月} \end{array}$$

$$\begin{array}{cc} \text{月収額} & \text{収入基準} \\ =134,833円 \leq 214,000円 & (\text{裁量階層}) \end{array}$$

※鎌倉一郎の給与所得（A）の計算方法は26ページ「（1）給与所得のみの方」参照

※大船花子の年金所得（B）の計算方法は27ページ「（2）公的年金等所得のみの方」参照

※控除金額の計算方法（E）の計算方法は31ページ「（6）控除金額の計算方法」参照

12 婚約証明書・立退請求書の見本

婚 約 証 明 書	
夫となるべき者	住 所 _____ 氏 名 _____ (生年月日 年 月 日生)
妻となるべき者	住 所 _____ 氏 名 _____ (生年月日 年 月 日生)
上記の両者は、現在婚約中で 年 月 日に結婚する者であることを証明します。	
年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長	
証明する者	住 所 _____ 氏 名 _____ (申込者との関係) ☎ ()

立 退 請 求 書	
賃借人	住 所 _____
(申込者)	氏 名 _____
私は、上記賃借人と家屋賃貸借契約を締結していますが、次の理由により現在立退きを請求しております。	
(立退請求理由)	

年 月 日	
(あて先) 鎌倉市長	
賃 貸 人	住 所 _____ 氏 名 _____ (印) ☎ ()

13 通所証明書・給与証明書の見本

通所証明書

通所している者 住 所 _____
 氏 名 _____
 (生年月日 年 月 日 生)

上記の者は、現在、下記施設に通所していることを証明します。

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

証明する者 所在地 _____
 施設名 _____
 代表者 _____ (印)
 ☎ ()

給 与 証 明 書

住 所 _____
 氏 名 _____

就業開始年月日 年 月 日から (箇月)

月 別	給与支払額	月 別	給与支払額
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
賞与等(月)	円	賞与等(月)	円
合 計			円

上記のとおり給与支払状況を証明します。

年 月 日

所 在 地
 会 社 名
 代 表 者
 問 合 せ 先 () (印)

給与証明書は申込日の前の年の1月1日(例：申込日が令和6年3月8日なら令和5年1月1日)以降に勤務先を変更された方、新しく勤務し始めた方のみ使用してください。

14 市営住宅の案内



★は鎌倉市役所、☆は腰越、深沢、大船、玉縄の各行政センターを示します。

① 深沢住宅	⑥ 諏訪ヶ谷ハイツ
② 笛田住宅	⑦ ベネッセレ湘南深沢
③ 梶原住宅	⑧ 笛田ロイヤルハイツ
④ 梶原東住宅	⑨ 深沢セントラルハイツ
⑤ 岡本住宅	⑩ レーベンスガルテン山崎

15 市営住宅一覧

No.	住宅名	号棟	所在	用途区分	戸数	間取	専 用 面積㎡	構造	階 数	建築 年
1	深沢住宅 142戸	第1-1	寺分448番地	一般	25	3DK	56.81	鉄筋コンクリート	5	S54
		第1-2	寺分448番地	一般	12	3DK	56.81	鉄筋コンクリート	4	S54
		第2	寺分448番地	一般	25	3K	51.18	鉄筋コンクリート	5	S54
		第3	寺分448番地	一般	24	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S35
		第4	寺分448番地	一般	20	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S36
		第5	寺分448番地	一般	14	2DK	43.12	鉄筋コンクリート	2	S37
2	笹田住宅 70戸	第1	笹田三丁目23番	一般	22	2DK	42.74	鉄筋コンクリート	2	S39
		第2	笹田三丁目23番	一般	22	2DK	42.74	鉄筋コンクリート	2	S39
		第3	笹田三丁目23番	一般	8	2DK	42.74	鉄筋コンクリート	2	S40
		第4	笹田三丁目23番	一般	18	2DK	39.31	鉄筋コンクリート	2	S40
3	梶原住宅 56戸	第1	梶原四丁目2番4	一般	12	2K	36.66	鉄筋コンクリート	4	S42
		第2	梶原四丁目2番3	一般	12	2K	34.12	鉄筋コンクリート	2	S42
		第3	梶原四丁目2番2	一般	32	3DK	37.08	鉄筋コンクリート	4	S43
4	梶原東住宅 116戸	第1	梶原四丁目2番9	一般	20	2K	33.60	鉄筋コンクリート	5	S44
		第2	梶原四丁目2番8	一般	24	3DK	41.01	鉄筋コンクリート	4	S46
		第3	梶原四丁目5番4	一般	16	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	4	S50
		第4	梶原四丁目5番3	一般	16	3DK	43.31	鉄筋コンクリート	4	S50
		第5	梶原四丁目5番2	一般	20	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	5	S52
		第6	梶原四丁目5番1	一般	20	3DK	43.31	鉄筋コンクリート	5	S52
5	岡本住宅 100戸	第1	岡本1324番地	一般	8	3DK	37.08	鉄筋コンクリート	4	S45
		第2	岡本1324番地	一般	12	3DK	37.08	鉄筋コンクリート	4	S45
		第3	岡本1324番地	一般	30	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	5	S48
		第4	岡本1324番地	一般	30	3DK	41.06	鉄筋コンクリート	5	S48
		第5	岡本1324番地	一般	20	3DK	37.68	鉄筋コンクリート	5	S48
6	諏訪ヶ谷ハイ ツ 51戸	A ★	津西二丁目19番A	高齢者単身 障害者単身	16 2	1DK	39.01	鉄筋コンクリート	3	H8
		B	津西二丁目19番B	高齢者2人	12	2DK	53.12	鉄筋コンクリート	3	H8
		C	津西二丁目19番C	高齢者同居 障害者同居	2 1	3DK	60.28	鉄筋コンクリート	3	H8
				一般	6					
D	津西二丁目19番D	高齢者同居 一般	4 8	3DK	62.84	鉄筋コンクリート	3	H8		
7	ベネッセレ湘 南深沢 22戸	★	梶原74番地	高齢者単身	9	1DK	39.69	鉄筋コンクリート	5	H9
				高齢者2人	12	2DK	52.29			
				障害者2人	1	2DK	52.29			
8	笹田ロイヤル ハイツ 17戸		笹田三丁目40番3	高齢者単身	9	1DK	37.50	鉄筋コンクリート	2	H10
				高齢者2人	7	2DK	50.30			
				障害者2人	1	2DK	50.30			
9	深沢セントラ ルハイツ 24戸	★	笹田一丁目1番11	高齢者単身	16	1DK	38.41	鉄筋コンクリート	4	H11
				高齢者2人	7	2DK	48.30			
				障害者2人	1	2DK	49.40			
10	レーベンスガ ルテン山崎 32戸	★	山崎1390番地	高齢者単身	7	1DK	42.98	鉄筋コンクリート	7	H13
				高齢者単身	6	1DK	42.48			
				高齢者2人	18	2DK	52.76			
				障害者2人	1	2DK	54.16			

★印の付いた住宅はエレベーターが設置されています。